42

区画整理だより

行

橋本市 市街地開発事務所 (34) 1235

発

市街地開発事務所が

現在の事務所は、第 移転します。

1月2日(月)より左図の場所へ移転します。 今後ともよろしくお願いします。 ゾーンの施行により、 平成15年

(農協橋本支所2階) 住所... 古佐田二丁目2番3号

電話:: 移転前と同じ (3) 1235

内 日

時

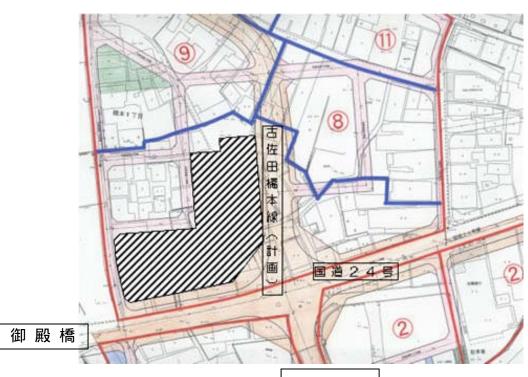
平成15年1月2日(水)9時開議

第5回仮換地指定について 容 第 ゾーン施行区域の

10街区の一部の仮換地指定

今回指定場所

左図の斜線部分



参加人数

3.4 人

場日

応其寺

市街地開発事務所

関西さわやか銀行

橋本橋

出席者

第 ゾーン世話人 まちづくり協議会 17 名 岩崎副会長

市街地開発事務所

町並み

所 時 平 成 15 年10月18日 (土) 午前10時~13時 ゼミ』報告会を 行いました。

国町並みゼミかしはら今井大会』 県橿原市で行われた『第6回全 みゼミかしはら今井大会』の参 くりの事例を『第2回全国町並 に参加し、報告会を行いました。 報告会では、先進地のまちづ まちづくり協議会では、奈良 容

JR/南海電車

紀北川上農協 市街地開発事務

パス乗場

橋本駅

タクシー乗場





第

第24回審議会開催

開催しました。

日

平成15年10月24 日(金)19時~

決定事項

第 ゾーンの補償契約の方法

街区調整の終わったところから、順次補償契約を進めていく。

決定の経過

調整)と補償内容が了承された後、全員同時に補償契約を行 うこと、としていました。 当初説明時で は、第 ゾーンの全員の換地先の理解と

されました。 しかし、事業の遅れを少なくするため、右記のように決定